

## 5-1 土地利用の基本方針

## 1 基本的な考え方

土地利用については、将来都市構造を基本とし、現状の土地利用を踏まえるとともに、自然環境や営農環境との調和をはじめ、良好な居住環境の形成や効率的な産業経済活動の確保、幹線道路整備や市街地開発等へも的確に対応するよう適切に配置する。

## 2 土地利用の配置の方針

## (1) 住宅地区

住宅地区は、商業・業務地区を中心として複合住宅地区、一般住宅地区を同心円状に配置し、ライフスタイルの多様化などに対応するとともに、福祉、景観、防災面などに配慮した良好な住宅地形成を図る。

複合住宅地区は、商業・業務ゾーン周辺部に配置し、都心居住需要への対応や市街地の特性に配慮した計画的な市街地整備を進め、商業サービス施設などと共存する利便性の高い居住環境を備えた中・高密度の住宅形成を図る。

一般住宅地区は、周辺市街地及び既存集落周辺等に配置し、計画的な市街地整備や地区計画制度等の導入により、それぞれの地域にふさわしいゆとりと潤いのある良好な居住環境を備えた中・低密度の住宅地形成を図る。

## (2) 商業・業務地区

商業・業務地区は、市民の利便性を考慮し、J R 高岡駅周辺に中心商業業務地区を配置するとともに、新幹線新高岡駅（仮称）周辺に交通条件の優位性などを生かした商業・業務地区を配置する。また、J R 高岡駅周辺から新幹線新高岡駅（仮称）周辺に至るエリアを一体とした広域的な中心核の形成を図るとともに、都心居住や高齢者世帯などに対応した居住環境整備を図る。さらに、地区内の住宅地と調和した商業・業務空間の創出や瑞龍寺、八丁道、前田公園、古城公園などの歴史的ゾーンとの調和を図る。

伏木、戸出、中田など各地区の中心部並びに幹線道路沿いに一般商業業務地区を配置する。

## (3) 工業地区

工業地区は、市域北部の小矢部川沿岸及び庄川河口部、市街地西側の小矢部川沿岸、市域南部の戸出・中田地区などに配置し、周辺環境との調和や交通条件、既存工業集積状況などを勘案し、企業活動の効率化・円滑化、拠点性の向上等を図る。

また、既存企業の業務拡張や新規企業立地に対応したミニ工業団地等の工業地の形成を図る。

#### (4) 生産・流通業務地区

生産・流通業務地区は、市街地南側の既存施設のほか、能越自動車道高岡 I C、高岡北 I C 周辺等に配置することとし、生産や物流の効率化を図るため、能越自動車道や伏木外港の建設、並びに幹線道路網の整備など、交通条件の優位性を活かした生産・流通業務地の形成を図る。

#### (5) 研究開発地区

研究開発地区は、二上地区に配置し、工業地区や生産流通業務地区との連携を強化し、既存工業の高度化、異業種交流等による新たな産業分野の開拓や製品開発等、産業の高度化を支援する研究開発施設の誘導を図る。

#### (6) 複合業務地区

複合業務地区は、新幹線新高岡駅（仮称）南側、戸出地区及び国吉地区に配置し、住宅、商業・サービス施設、工場、業務施設及び公共施設等複合的施設の立地を図り、周辺環境との調和の取れた地区の形成を図る。

#### (7) 沿道利用地区

沿道利用地区は、原則として幹線道路沿線に配置することとし、道路利用者の利便性向上を図るとともに、道路騒音に対する街区内部の住宅環境への緩衝機能の向上を図る施設の誘導を図る。

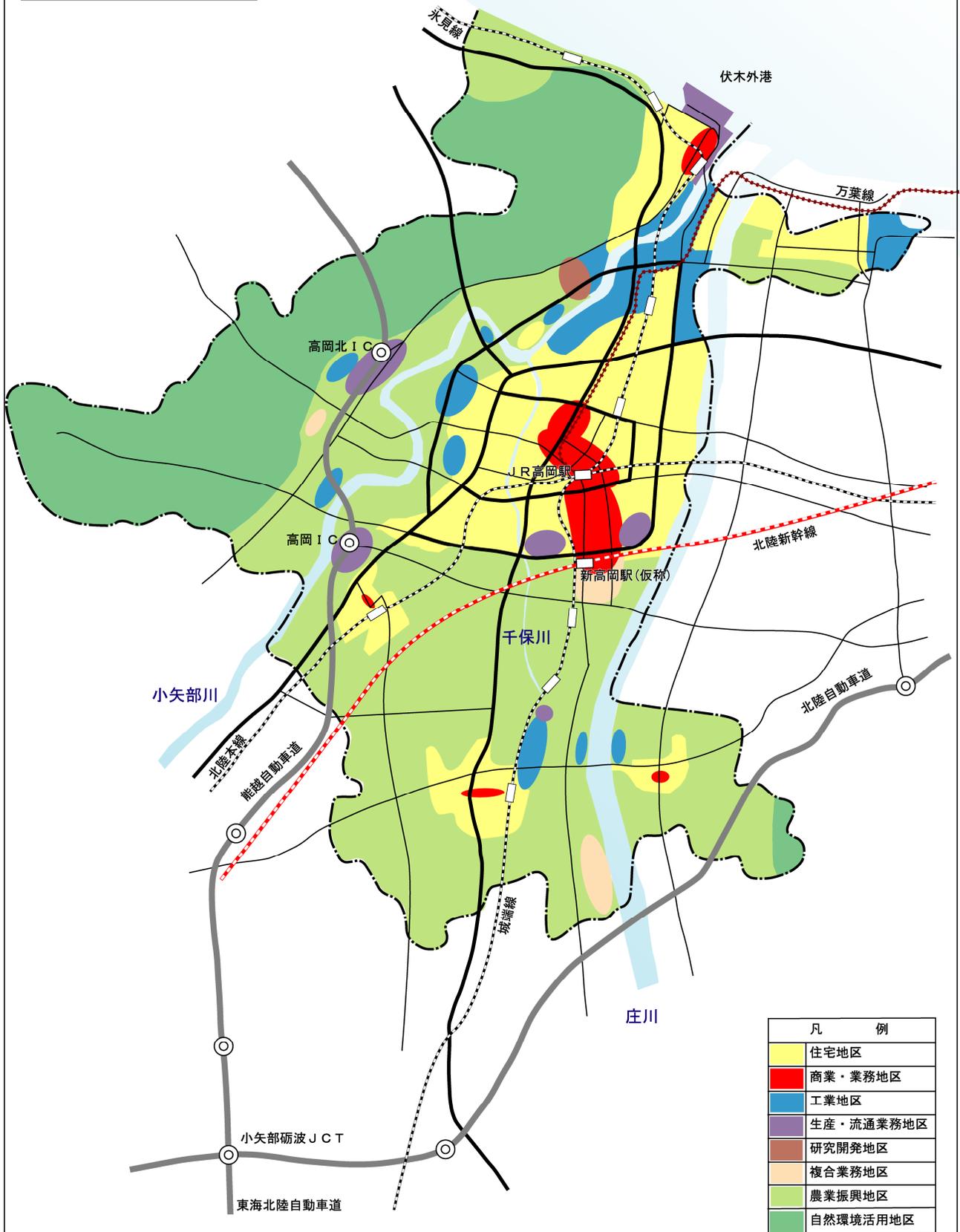
#### (8) 農業振興地区

農業振興地区は、農業の振興を図る地区とし、農業生産の場として保全に努める。農村集落の維持・活性化等を図る観点から秩序ある計画的な土地利用を図る。

#### (9) 自然環境活用地区

自然環境活用地区は、都市の背景となる自然緑地空間の維持保全をするとともに、市民のレクリエーションの場として活用を図る。

# 土地利用方針図



### 3 配慮すべき土地利用に関する方針

#### (1) 土地利用の高度化に関する方針

J R 高岡駅周辺から新幹線新高岡駅（仮称）周辺に至るエリアは、県西部地域内外の交流や地域連携の核となる地域であり、交通条件の優位性を生かし、商業・業務機能はもとより文化、教育、医療等の高次都市機能が集積した広域中心核として、都市基盤整備及び土地利用の高度化を進め、賑わいの創出に努める。

#### (2) 用途の転換及び居住環境の維持の方針

土地利用の変化や社会情勢等の変化に適切に対応した用途の転換を行う。

また、これまで良好な居住環境が保たれてきた地区において、新たな開発等による環境の悪化を防止するため、地区計画制度等の積極的な活用により、今後とも良好な居住環境の保全に努める。

### 4 秩序ある土地利用の実現に関する方針

能越自動車道の高岡 I C、高岡北 I C の周辺地区などでは、流通業務や工業の集積を中心とした計画的な土地利用を図る。

農業振興地区における集落においては、既存集落の維持活性化等を図る観点から、地区計画制度等を活用し、周辺環境との調和の取れた秩序ある計画的な土地利用を図る。



## 5-2 都市施設整備の基本方針

### 1 基本的な考え方

都市施設については、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設であり、土地利用等の計画と一体性を確保するため、道路、公共交通、港湾、公園緑地、河川、上水道、下水道、公共公益施設などの整備について定める。

また、これまで整備してきた施設については、今後も適正な維持・管理に努め、市民の多様なニーズにあった柔軟な活用を図る。

### 2 道路・交通施設

#### (1) 交通施設整備の基本的な考え方

道路及び公共交通は、都市活動の効率化や活性化を図る上で不可欠な施設であるとともに、将来の土地利用を実現するための市街地形成を支える施設であり、自動車交通の円滑化と併せて公共交通の利便性向上などにより、多様な交通手段の選択が可能となる総合交通体系の確立を図る。

道路については、能越自動車道の整備による交通条件の優位性を活かして、中心市街地や伏木外港などから高速道路 I C へのアクセス道路の強化を図るとともに、北陸自動車道への利便性向上を図る。また、新幹線新高岡駅（仮称）へ県西部地域からのアクセス強化を図るとともに、中心市街地における適切な交通の分散・誘導、中心市街地と各地区との連携強化を図るため、環状放射道路等の幹線道路の整備を図る。

公共交通については、大都市圏や地方主要都市との交流・連携を促進する広域交通手段として、また、交通渋滞の緩和に資する都市内交通手段であり日常生活に密着した移動手段として積極的な活用を図る。

#### (2) 交通施設の整備方針

##### ① 道路

###### ○ 高規格幹線道路

広域交通ネットワークの有効利用を図るため、北陸自動車道及び建設中の東海北陸自動車道と連結する能越自動車道の高規格幹線道路の整備を進める。

###### ○ 環状放射道路

中心市街地内での渋滞緩和や通過交通の排除、目的地への円滑な誘導等を図るため、環状放射道路の整備を進める。

###### ○ 南北軸幹線道路

J R 高岡駅及び新幹線新高岡駅（仮称）とのアクセス向上と中心市街地の南北一体化を図るため、南北幹線道路を整備する。

###### ○ 主要幹線道路

都市内交通の円滑化、災害時の避難路など防災性の向上及び安全で快適な歩行者交通ネットワークの形成などを図るため、環状放射道路を補完する都市内幹線道路

の整備を進めるとともに、ら高速道路 I C へアクセスする地域高規格道路等の整備  
拡充を進める。

## ② 公共交通

### ○ 鉄道

広域公共交通として、鉄道の高速化を図るとともに北陸新幹線の整備を促進する。  
また、鉄道駅のバリアフリー化促進や乗り換え利便性の向上を図るとともに、J R  
駅のパーク&ライド、サイクル&ライドの推進を図る。

### ○ バス・路面電車

運行体系の改善等による公共交通機関の円滑な接続を確保し、乗り換え利便性の  
向上を図るとともに、コミュニティバスの充実やトランジットモールの調査・研究  
を推進し、中心部へのアクセス性向上や中心市街地の回遊性向上を図る。

また、低床式バスやL R V車両の導入拡大など公共交通車両のバリアフリー化や、  
バス停・電停など公共交通施設のバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい公  
共交通体系の実現を図る。

## ③ 港湾

港湾は、環日本海交流の玄関口であり、また、海上物流の拠点であることから、港  
湾機能・流通業務機能の拡充を図るため、伏木外港の建設とともに、内港の機能更新・  
再整備を進める。

併せて、国際貿易港として、また環日本海交流の拠点にふさわしい魅力ある港湾空  
間を形成するため、ウォーターフロントの整備や、みなとまち伏木にふさわしい国際  
化に対応できる整備を進める。



【高岡駅周辺整備イメージ図】



### 3 公園緑地

---

公園緑地は、市民の憩いの場、健康レクリエーションの場、災害時における避難地として、さらには、都市景観や都市環境の向上に資するなど多面的な機能を有しており、地域特性を勘案した個性的な整備などにより、誰もが安全に利用できるよう量的・質的向上を図るものとする。

併せて、公共公益施設や民間施設、幹線道路等の緑化の推進、緑道の整備など線的な緑化を進め、緑のネットワーク化を図るものとする。

### 4 河川

---

河川については、洪水時の浸水防止、火災時の延焼防止、降雪時の排雪対応など多面的な機能を有しており、庄川・小矢部川をはじめ、都市内中小河川や準用河川などの整備促進を図る。

併せて、市街地における身近な親水空間として、居住環境及び景観の向上に資する整備を進める。

### 5 上水道

---

清浄で良質な水の安定供給を図るため、水源の確保と保全に努めるとともに、水道管路の近代化と管路情報の整備、配水管路網（配水ブロック化）及び基幹施設の整備を行い、地震災害などに強い水道設備の構築に努め、安全でおいしい水の安定供給を推進する。

### 6 下水道

---

下水道については、自然環境の保全と快適な生活環境づくりを進めるため、未整備区域の整備促進を図る。

また、雨水排水を適切に排除することにより浸水被害を改善し、災害に強く安心して住める都市づくりを進めるため、雨水排水施設の整備を進める。

### 7 その他

---

#### (1) 公共公益施設

公共公益施設については、施設の規模や内容、利用対象範囲などを勘案の上、整備拡充を図るほか、周辺環境との調和を図り適切に立地誘導を図る。

また、高齢者、障害者、児童をはじめ誰もが安全で快適に利用できるよう、公共公益施設のバリアフリー化を促進する。

## 5-3 市街地整備の基本方針

### 1 基本的な考え方

市街地整備については、城下町として育まれてきた歴史・文化・伝統などを象徴する街並み・建造物などの保全・活用に配慮するとともに、安全性や快適性、利便性等を備えた良好な市街地形成を進めるため、市街地形態に応じた適切な整備・誘導を行う。

### 2 市街地整備の方針

#### (1) 既成市街地

##### ① 中心市街地

中心市街地については、歴史的な街並みや建造物の保全などに配慮し居住環境の改善を図り、にぎわい創出のための様々な活動を展開し、住みたくなる、行きたくなる街としての魅力・求心力を再構築する。

公共交通体系の充実やバリアフリー化を促進するとともに、道路の無電柱化、公園緑地、街路樹などうるおいある都市環境を創出し、高齢者をはじめ人にやさしいまちづくりを進め都心居住の推進を図る。

商業業務機能等の強化、生涯学習施設を活用した様々な文化・交流機能などの都市機能の導入により、賑わいと魅力ある都心空間の形成を図るため、都市基盤施設の整備を推進する。

特に、JR高岡駅周辺及び新幹線新高岡駅（仮称）周辺は、高次都市機能の集積を図るとともに、高岡独自の歴史や文化を感じさせる魅力的な都市空間を創出するための整備を推進する。

また、JR北陸本線によって南北に分断されている市街地については、JR高岡駅周辺の一層の活性化や駅南北の都市軸の形成を図るため、橋上駅、自由通路や南北軸幹線道路等の整備により南北一体化を推進する。

##### ② 周辺市街地

周辺市街地については、居住環境の改善を図るため、住工混在地区や木造密集市街地等の市街地形態に応じた適切な整備・誘導を行う。

幹線道路や公園等の整備を進め居住機能の強化・環境の整備を図り、良好な居住環境の維持保全を図るため地区計画制度等の導入を進める。

#### (2) 新市街地

新市街地については、土地区画整理事業などにより計画的に市街地が整備される区域にあっては、適切な住区計画、密度計画をたてるとともに、地区計画制度等の活用により良好な住宅地の形成を図る。

なお、未利用地となっている区域については、無秩序な市街地が形成されないよう、土地区画整理事業や計画的な民間開発の誘導による整備を推進する。

### 1 都市景観形成の方針

自然については、市民が共有する貴重な財産として将来にわたり保全・活用する。

また、快適な都市生活を営むため、都市と自然環境との調和と共生に努める。

都市景観については、二上山や雨晴海岸に代表される自然景観、歴史的な街並みや建造物など、本市の個性・特徴となる自然的・歴史的景観の保全を図るとともに、活力と賑わいのある近代的で魅力的な都市景観の形成を図るなど、自然・歴史と近代性が調和した風格のある美しいまちの創出を図る。

高岡古城公園、八丁道等の歴史的シンボルや、山町筋の伝統的建造物群保存地区や金屋町など、高岡市が保有する大切な歴史・文化資源については、景観に配慮した保全・活用を図る。

また、幹線道路等は電線類の地中化を積極的に進め、都市景観の向上を図る。

### 2 都市環境形成の方針

#### (1) 自然環境

河川や海岸などの自然環境については、市民共有の貴重な財産として将来にわたり保全・活用に努める。

二上山を含む能登半島国定公園及び西山丘陵地などの優れた自然を有する地域は、自然活用ゾーンとして、市民の憩いの場として環境の保全に努める。

小矢部川や庄川、千保川などは、河川活用ゾーンとして、野鳥や小動物の生息環境保護からも環境保全に努める。また、都市空間における新たな潤いの場の創出や親水空間の整備に努める。

雨晴海岸においては、海岸活用ゾーンとして、侵食対策事業等により、良好な海岸環境を保全し、生態系や自然景観と調和した整備の促進を図る。

また、高岡古城公園、瑞龍寺、勝興寺などの風致地区や市街地における歴史文化的緑地等の保全に努めるとともに、都市に残された貴重な潤いの場である緑地や水辺空間の保全と創造に努める。

#### (2) 生活環境

生活環境については、まちなかに水と緑の演出など、ゆとりと潤いのある居住環境の整備に努めるとともに、環境対策や資源の再利用など地球環境に配慮した取り組みに努める。

## 5-5 都市防災の基本方針

### 1 基本的な考え方

都市防災については、市民が安全で安心して生活を営むことができるよう、地域の特性に応じて、防災対策の取り組みを進める。

地震や火災などの災害に対し、地域防災計画の充実、自主防災組織の結成、情報の収集・発信体制の構築を図るとともに、避難施設や避難路、延焼防止のためのオープンスペースの確保や緑地等を適切に配置する。

また、緑道及び河川敷緑地については、避難地、避難路として活用するほか、延焼防止のための空間としても機能を果たすよう配置する。

